

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	教育・保育給付支給認定		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第20条第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市保育の必要性に係る認定に関する要綱(後掲)		
審査基準 設定年月日	平成27年2月27日	審査基準 最終変更年月日	平成28年2月16日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請より一ヶ月) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年4月1日
所管部署	こどもみらい部こどもみらい課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○那覇市保育の必要性に係る認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく保育の必要性の認定等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、この要綱で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(保育の必要性の認定の事由)

第3条 小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である者の保育の必要性の認定事由は、当該小学校就学前子どもの保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条各号に掲げる事由その他の事由として次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1月において、64時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時、介護し又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。ただし、第10号第2号に接続する場合を除く。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の学校、同法第124条の専修学校、同法第134条第1項の各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。なお、「これらに準ずる」とは、学位または資格(国家及び公的資格に限る)の取得またはその準備、および職業能力の取得あるいは就業準備のためのものを行い、趣味や余暇の充実、教養・文化の向上とみなされるものは含まない。

イ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項の公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項の職業能力開発総合大

学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項の認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

(8) 次のいずれかに該当すること。

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条の児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(アに該当する場合を除く。)

(9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが法第27条第1項の特定教育・保育施設又は法第29条第1項の特定地域型保育(以下この号において「施設・事業等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該施設・事業等を引き続き利用することが必要であると認められること。

(10) その他前各号に類するものとして市長が認める次の事由に該当すること。

- ① 第2号に引きつづき母体保護観点から保育を必要と認める事由
- ② 第9号を事由としたあとに退職し第6号を事由として保育が継続される場合との均衡を図るために、求職事由に接続しないことを条件として市長が認める、1歳の誕生日の属する月末を超えて延長された育休期間。なお、この延長期間は3ヶ月を原則とし、それを超える場合は4ヶ月の月末まで認めるものとする。
- ③ 第9号の要件によって在園継続できる対象の児童を、当該施設以外に転所(4歳までしか保育をおこなっていない施設から5歳保育を行う施設への入所を申し込む場合を含む)させる場合。ただしこの場合、保育の利用の可否は選考による。
- ④ 育児休業は取得しないが1歳未満の児童を保育するとして、既に在園している児童の保育を必要とする場合。
- ⑤ その他、那覇市保育の利用に関する事務取扱要綱別紙2に定める事情。

(保育必要量の認定の事由)

第4条 法第20条第3項の保育必要量の認定は、こども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定により、保育の利用について、次に

掲げる区分に分けて行うものとする。

- (1) 保育標準時間認定 1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る)
- (2) 保育短時間認定 1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る)

2 前項各号の区分の適用の対象は下表のとおりとする。

区分	保護者の適用対象
保育標準時間認定	①第3条第1号または第7号に該当する者で、1月において120時間以上就労等する場合 ②第3条第2号から第5号、および第8号に該当する場合 ③第3条第1号、第7号、および第10号に該当する時間の合計が、1月において120時間以上の場合 ④上記の他、市長が適当と認める場合
保育短時間認定	①第3条第1号に該当する者で、上記の区分に該当しない者 ②第3条第6号、および第9号に該当する場合 ③第3条第1号、第7号、および第10号に該当する時間の合計が、1月において120時間に満たない場合 ④上記の他、類似するものとして市長が認める場合

3 前項において保育標準時間認定に該当する場合であっても、保護者のいずれかが保育短時間認定に相当する場合、その世帯の認定区分は保育短時間認定とする。

4 前項の保育標準時間認定の区分において、市長が適当と認める場合とは次の各号によるものとし、保護者からの申し出を受けて変更することを原則とする。

- ①勤務時間がシフト制であり、シフトの変化帯が9時～17時の範囲(以下「コア時間」という。)を超えるもの
- ②1日あたりの休憩・通勤を含む就労時間がコア時間を超える日が含まれるもの(休憩は1時間、通勤は合計1時間と仮定する)
- ③就労開始時間が9:30以前、または就労終了時間が16:30以降である場合があるもの
- ④その他、短時間認定では不足するとする合理的理由が認められるもの
- ⑤平成26年度から引きつづき在園する児童

5 第2項の保育短時間認定の区分において、市長が適当と認める場合とは次の各号

による。

- ①保育標準時間認定に該当するが短時間認定で足りると申し出されたもの
- ②認定申請の書類に不明等があるが、少なくとも保育の必要性はあると推定されるもの

(支給認定の有効期間)

第5条 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（以下「法施行規則」という。）第8条第4項ロにいう求職を事由とする場合に市が定める期間は、効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までとする。

2 法施行規則第8条第6項にいう市が定める期間は当該育児休業に係る子どもが1歳に達する日の属する月の末日までとする。

3 第3条第10号に係る事由については次のとおりとする。

- (1) ① さらに1ヶ月目の属する月末
- (2) ② 那覇市保育の利用に関する事務取扱要綱第7条第2項に準じる期間
- (3) ④ 那覇市保育の利用に関する事務取扱要綱別紙2に定める期間

(支給認定の変更)

第6条 事由の変化または保護者の希望により支給認定の内容を変更する場合、あらたな有効期間の開始日は支給認定の申請のあった日または事由の発生が認められる日のうち遅い方の日からとすることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のための手続その他この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、法の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この要綱の施行日前になされた申請、認定等は、法附則第12条及びこの要綱の相当規定によりなしたものとみなす。

(準備行為)

2 保育の必要性及び必要量の認定等の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(那覇市育児休業中の保育の実施継続要綱の廃止)

- 3 那覇市育児休業中の保育の実施継続要綱(平成 25 年 5 月 22 日こどもみらい部長
決裁)は、廃止する。